

夏に向けたリバウンド阻止対策

令和3年7月3日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部
実施期間：令和3年7月5日から7月21日まで

本県では、6月20日までの「まん延防止等重点措置」区域の指定解除後も、「『第4波』の終息を目指して」と題した総合対策を決定し、警戒を緩めることなく対策を進めてまいりました。

現在は、10万人あたり新規感染者数（7日間移動合計）、病床使用率ともにステージⅡ以下の水準となっており、懸念されていた重症者数も減少し、医療現場の負担感は改善されつつあります。

一方で、感染力の強い「デルタ株」が疑われるクラスターの発生、東京オリンピック・パラリンピックの開催、人流が活発化する本格的な「夏」の到来など、むしろ感染再拡大のリスクが目前にある状況です。現に昨年の第2波では夏休み・お盆休みの人流の活発化が、その引き金となりました。

今後、夏にかけて次の感染の波が来るかどうか、それは私たちの行動次第です。県民、事業者の皆様には、気を緩めることなく、引き続き、マスク、手指衛生、密回避、体調管理など、自らの命を守るための行動を徹底いただくようお願い申し上げます。

県としても、基本的な感染防止対策の徹底、デルタ株を念頭においた検査・分析体制の強化や「自宅療養者ゼロ」堅持のための病床・宿泊療養施設の拡充、オリ・パラに係る事前合宿などへの対策及び着実なワクチン接種を進めてまいります。

なお、飲食店等に対する営業時間短縮の要請は7月4日をもって解除することといたします。

本対策の期間は本格的な「夏」の到来を迎える7月21日までとし、さらに感染や医療提供体制の状況変化によっては、機動的に必要な措置を講じてまいります。

対策1 基本的な感染防止対策の徹底

- マスク着用、手指衛生、密回避、体調管理の徹底・継続
- 慎重な外出・移動
 - ・東京都や愛知県をはじめとする感染拡大地域との往来の自粛
 - ・県民による県内周遊の支援
- 飲食時の感染リスクの徹底回避
 - ・少人数、短時間、深酒・大声なし、会話時はマスク着用
 - ・バーベキューは同居家族で
- 出水期（災害時）の感染防止対策（感染防止に必要な物資の備蓄）

対策2 デルタ株を念頭に置いた検査・医療体制の強化

- 県保健環境研究所で陽性となった全ての検体をスクリーニング
- 高度分析機器による県独自の変異株分析を7月中旬から開始
- 通所・訪問系の福祉事業所や特別支援学校への予防的検査拡大
- 「自宅療養者ゼロ」堅持のための病床・宿泊療養施設の更なる確保

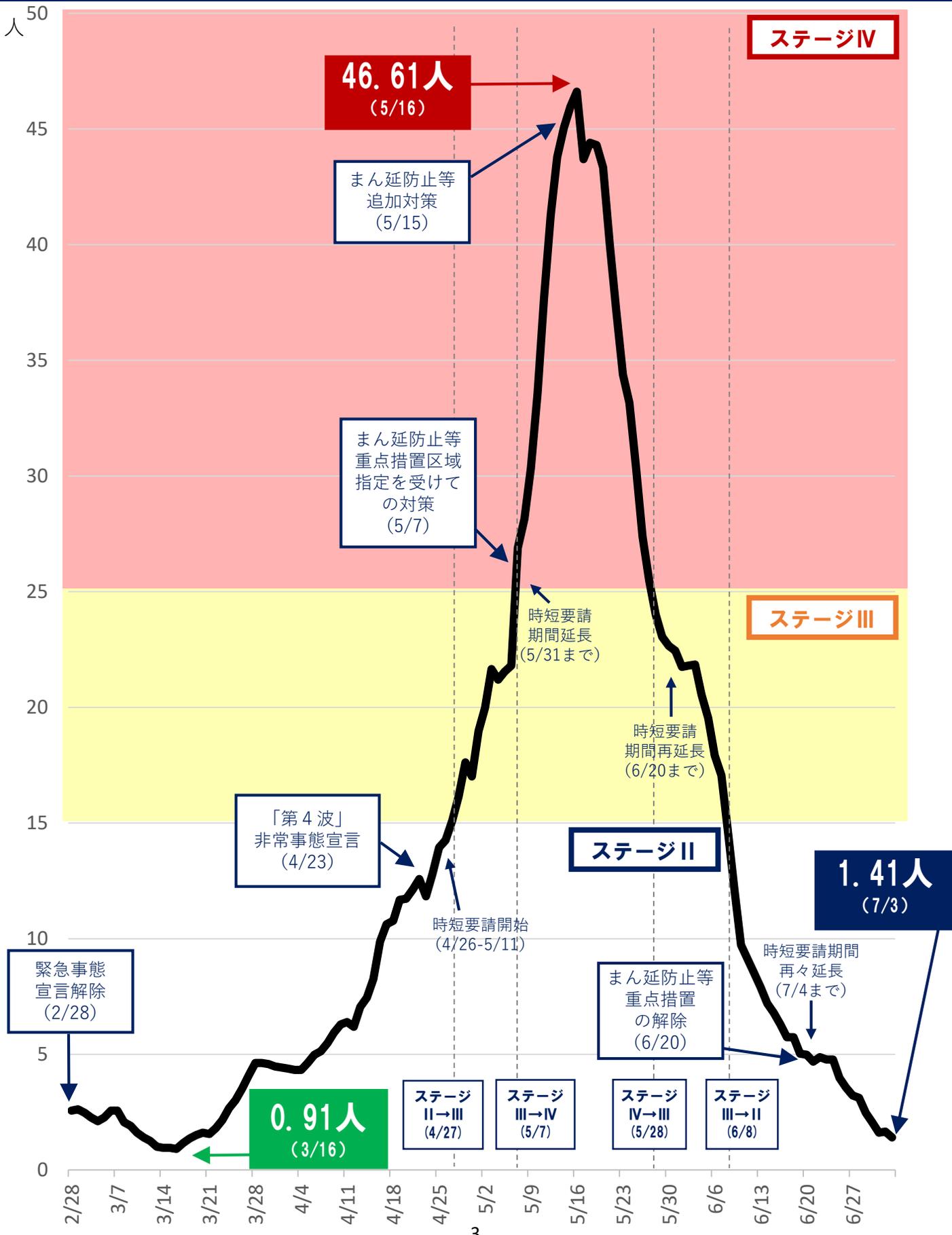
対策3 東京オリンピック・パラリンピックに係る対策

- バブル方式による事前合宿の感染防止対策徹底
 - ・専門家意見を踏まえたマニュアル作成及び相手国との合意締結
 - ・宿泊施設やトレーニング施設とも県独自に合意締結
 - ・選手との接触が想定される関係者へのワクチン接種
- 自宅や飲食店等における大人数での競技観戦の自粛

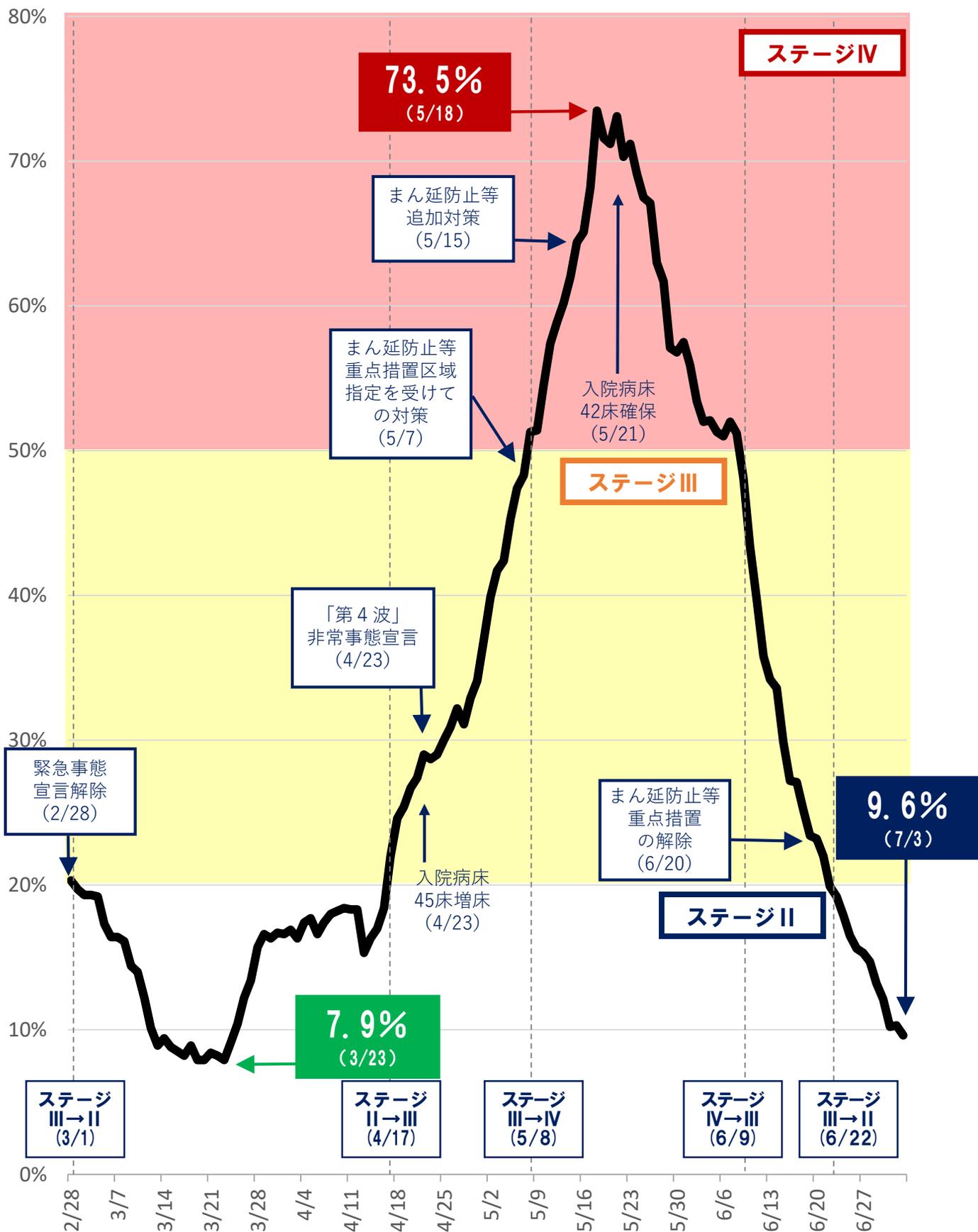
対策4 着実なワクチン接種の推進

- ワクチン数量の配分及びスケジュールの明確化を国に要請
- ワクチン接種体制の整備
 - ・市町村による集団・個別接種の着実な実施（外国人県民への接種含む）
 - ・市町村を補完する県の大規模接種会場における接種
 - ・企業、団体等の職域接種への支援
- 住所地外での接種機会増加を見据えた接種券の早期発行

県の10万人あたり新規感染者数 (7日間移動合計)の推移と県の対策



県の病床使用率の推移と対策



夏に向けたリバウンド阻止対策【参考資料】

令和3年7月3日決定

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

実施期間：令和3年7月5日から7月21日まで

対策1 感染防止対策の徹底（継続）

大前提として、『「基本的な感染防止対策」（マスク、手指衛生、密回避、体調の管理）の徹底継続』を。変異株へも同じ対策で感染防止が可能です。

- ・ マスク着用の徹底を！（マウスシールドは、ほぼ感染防止効果なし）
- ・ 頻繁・丁寧な手洗い、手指の消毒を！
- ・ 人との距離（できるだけ2メートル、最低でも1メートル）確保を！
- ・ 三密（密閉・密集・密接）はもちろん、一つの密でも徹底的な回避を！
- ・ 発熱等体調不良の方の全ての行動（出勤、通学）ストップと周りの方の健康状態の迅速な確認について、職場、学校、家族で徹底を！

これらのいずれかが守られていない場合に感染し、そして感染が拡大していきます。

ワクチンを接種した方も、発症予防効果は高いものの100%ではないため、決して油断せずに、上記の基本的な感染防止対策の徹底を！

（1）県民の皆様へ

① 不要不急の外出移動の慎重な検討

- ・ 外出は必要性和安全性を慎重に検討し、空いた時間と場所を選んで
- ・ 特に、東京都や愛知県をはじめとする感染拡大地域との往来は避けて

② 飛沫感染リスクの徹底回避

- ・ 飲食は、自宅を含めて、同居家族以外との大人数を避け、短時間で。深酒をせず、大声を出さず、会話時はマスクを着用。家族やパートナーであっても警戒を
- ・ 飲食は「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」掲出店舗で。感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛
- ・ バーベキューは同居家族で。同居家族以外の大人数のバーベキューは、屋外や自宅の庭等であっても長時間飲食や深酒を誘引するため自粛
- ・ カラオケは飛沫感染のリスクが高いため、「マスクカラオケ」を徹底。これができない場合は自粛

③ 出水期への備え

- ・ あらかじめ自宅等の災害リスクをハザードマップで確認し、指定避難所や、親戚・知人宅等の避難先を検討
- ・ その上で、避難に備え、食料や飲料、生活必需品の他、感染防止に必要な物資（マスク、消毒液、体温計など）を確認し、備蓄を充実

④ 東京オリンピック・パラリンピック観戦時の注意

- ・ 自宅や飲食店等における飲食・飲酒を伴う大人数でのテレビ観戦の自粛

⑤ 熱中症予防とコロナ対策の両立

- ・ マスク着用時は激しい運動はやめ、小まめに水分補給。家庭用エアコンの多くは換気機能がないため、エアコン稼働時でも十分な換気を徹底

⑥ 学校運営における夏季期間中の感染防止対策

- ・ 熱中症予防の観点から、気温や湿度が高い日におけるマスク着用に留意するよう徹底
- ・ 水泳の授業を実施する場合には、更衣時などの感染防止対策を徹底
- ・ 夏休み前の保護者懇談等の機会を通じて、家族全員での感染防止対策や学校外での生活・行動に対する指導を働きかけ
- ・ 夏休みの開始前に、児童生徒及び保護者に対して、PCR検査受検等の場合の連絡体制を再徹底
- ・ 部活動は、練習試合等を日帰りを基本とするなど感染防止対策を徹底

(2) 飲食店をはじめ、全ての事業者において感染防止対策を徹底

① 全ての事業者において、以下の取組みを徹底

- ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の取得促進
- ・ 接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤などの取組みを徹底し、企業ごとに在宅勤務等の実施状況をホームページ上で積極的に公表
※経済団体を通じ、加盟企業に上記内容を積極的に働きかけ
- ・ 職場における「ぎふコロナガード」（感染対策を監視し、健康状態を確認する責任者）を活用した感染防止対策の徹底
※特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に十分注意
- ・ 店舗、集客施設、イベント等における「岐阜県感染警戒QRシステム」の更なる活用を促進

② ワクチン休暇の導入等就業環境整備

- ・ 従業員やその家族がワクチン接種を受けやすいよう、「ワクチン休暇」の導入を検討するなど、休暇の取得促進等、就業環境を整備

③ 飲食店における感染防止対策の徹底

本県において、10万人あたりの新規感染者数（7日間移動合計）、病床使用率ともにステージⅡ以下の水準となっていること、6月以降、飲食店クラスターが発生していないことに鑑み、事業者、利用者双方の感染防止対策徹底を継続しつつ、飲食店等への時短要請を解除。

ア 飲食店等における感染防止対策の徹底

- ・ 飲食店における感染防止対策の実施状況について、引き続き、県・市町村連携により確認を進めるとともに、民間事業者への委託を活用し、連携による取組みを加速化

【特に確認を行う事項】

- ・ **アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）**
全ての座席について、パーティション（アクリル板等）が設置又は座席の間隔が1m以上確保。併せて、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断
- ・ **手指消毒の徹底**
店内入口に消毒設備を設置し、掲示だけでなく、入店時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ
- ・ **マスク着用の推奨**
食事中以外のマスクの着用について、来店者に対し掲示や声がけ
- ・ **換気の徹底**
窓・ドア等を定期的に開放又は常時換気設備の使用などにより換気

- ・ 取組みが不十分な場合は、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の取消しも念頭に是正を要請

イ クラスター発生店舗に対する営業再開支援

- ・ 飲食店など不特定多数の人が利用する施設でクラスターが発生した場合に、県・市町村連携による現地調査を行い、感染防止対策が確認できるまでは休業を要請するとともに、感染防止対策マニュアルの作成等を通じて営業再開を支援

- ウ 飲食店等に対して、カラオケ設備を提供する場合の飛沫感染防止対策の徹底（マスク着用、パーティション等）を要請。これができない場合は設備の提供自粛を要請

(3) イベント等の開催制限

- ・ イベント等の催事については、主催者に対して以下のとおり要請
 - ▶ 収 容 率：大声での歓声・声援がある場合50%以内
 - ▶ 5千人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方
※上限1万人（7月20日までの経過措置）
- ・ 花火大会や夏祭りなど、屋外の大規模イベントで、入退場や区域内の行動管理ができないものは、十分な人と人との間隔(1m)を設けるよう促すこととし、間隔の維持が困難な場合は、中止を含めて開催を慎重に検討

(4) 外国人県民向けの感染拡大防止対策の徹底

① ワクチン接種の促進

- ・ 外国人県民が集住する自治体においては、集団接種の実施にあたり、外国人への問診スキルのある医療従事者、通訳等を配備
- ・ 外国人県民によるクラスターが多数発生している状況を踏まえ、県においても、国からのワクチンの供給状況を勘案しながら、市町村接種の補完として、大規模接種会場での外国人県民への接種を実施

② 予防的検査の継続

- ・ 教会、日本語教室、外国人学校、外国人県民を雇用する事業所において、国のモニタリング検査を活用した予防的検査の継続
- ・ 人口当たりの外国人県民の割合が多い大垣市、美濃加茂市及び可児市を中心に事業を展開
- ・ 教会、日本語教室、外国人学校については、これまで9箇所、延べ429人の外国人県民に検査を実施
- ・ 事業所については、「外国人県民100人以上を雇用する事業所」を中心に県内全域に幅広く受検を呼びかけ、現在9事業所、延べ198人が検査を実施、その他10事業所が今後検査を実施予定

③ 県と市町村で構成する「外国人県民感染対策チーム」による外国人雇用企業等への注意喚起を継続実施

④ まん延防止等重点措置区域及び緊急事態措置区域への不要不急の移動は極力避けることや、友人、親戚同士の大勢での会食、バーベキューなど感染拡大の恐れのある夏のレジャー等の自粛を丁寧かつ継続的に注意喚起

<美濃加茂市・可児市・岐阜県連携対策>

第4波で外国人県民の感染者が多かった美濃加茂市、可児市と連携して、以下の対策を実施

⑤ 感染拡大の一因となり得る派遣労働者送迎バス等の感染防止対策への支援（協調補助）※ 6月11日（金）より、各市において受付開始

⑥ 外国人県民コミュニティ・たまり場での啓発強化

- ・ 両市共同で感染防止の共通のぼり旗を製作し、教会等外国人県民コミュニティの拠点・たまり場などに設置するとともに、感染防止対策を声かけ

⑦ 美濃加茂市、可児市及びその周辺市町村との広域連携

- ・ 派遣労働者の雇用主である派遣元事業者に加え、感染による影響が及ぶ派遣先企業に対して、関係市町村が連携して注意喚起を実施
- ・ 外国人県民に見られる、大人数が集まって会食するなど特徴的な行動態様等を示した多言語ポスターを県・市町村連名で作成し、多くの外国人県民が集まる店舗・施設等へ掲出
- ・ 県、両市及びその周辺市町村等で情報共有と連携対策を推進するため、「外国人県民感染対策連絡会議」を継続的に開催

<構成市町村>

多治見市、関市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町

(5) 東京オリ・パラ対策

- ・ 「海外代表チーム事前合宿」の受入れ自治体（県、岐阜市、各務原市、恵那市、中津川市）は、選手団と外部との隔離及び感染症対策を徹底するため、県の専門家の意見を踏まえたマニュアルを作成
その遵守について相手国と合意書を交わし住民と選手の感染を防止

<県内での事前合宿の実施国> ※期間・人数は予定

オランダ（ホッケー）：7/12～7/18 32人

カナダ（陸上・パラ陸上）：7/18～7/31 90人、8/16～8/23 32人

ポーランド（カヌー）：7/18～7/31 21人

アメリカ（レスリング）：7/18～7/31 60人

- ・ さらに、県独自の対策として、合宿受入れに関わる宿泊施設やトレーニング施設等とも合意書を交わし、感染防止対策を徹底

- ・ また、選手等との接触が想定される関係者に対して早急にワクチン接種
- ・ 県、市町村、競技団体による、オリ・パラ期間中のパブリックビューイングを中止

(6) 広報

- ・ 県広報番組枠（テレビ・ラジオ）における感染防止対策の啓発を継続
- ・ 映像コンテンツ等を関係機関と連携し、様々な施設、機会に活用
- ・ SNS「岐阜県公式・コロナNEWS」による、きめ細かな情報提供（感染状況、対策、疾患の特徴、後遺症などの正しい知識等）
- ・ ワクチン接種による効果とリスクの双方を正しく理解した上で、自らの意思により接種することを、ホームページ、テレビ、ラジオ、SNSなど各種媒体により情報発信

(7) ストップ「コロナ・ハラスメント」

- ・ 「新型コロナはだれでも感染する可能性があり、私達が闘っている相手は人ではなくウイルス」「感染した方を『思いやり』、最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者等の方々に『感謝』」という意識啓発、人権侵害に関する相談体制の強化、ネットパトロールを継続
- ・ ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであることから、接種を受けていない人、希望しない人に対する偏見や差別につながる行為を行わないよう啓発
- ・ 職域接種を開始する団体に対し、接種の強制や差別的な扱いが行われないうよう個別に要請

対策2 ワクチン接種の推進

(1) 7月末までの高齢者向けワクチン接種（全市町村）

- ・ 1回目接種の実施率は77.7%（7/1 現在）
- ・ 接種を希望する高齢者の96.9%が1回目を予約済み（6/28 現在）

- ・ 県としても、市町村の状況に応じてきめ細かく支援

【具体的な支援内容】

- 新型コロナワクチン接種加速化支援事業費補助金
 - ① 時間外・休日の「ワクチン接種会場」に、自院を市町村主催の集団接種会場として提供した病院への協力金
対象：主に病院
単価：20万円/日（県：10万円・市町村10万円）
 - ② 時間外・休日に自院で個別接種を実施する医療機関への協力金
対象：主に診療所
単価：+2,000円/接種1回（県：1,000円/回・市町村：1,000円/回）

- ・ 余剰ワクチンの活用方法について各市町村へ通知を发出（5月24日）

(2) 高齢者接種後の接種（基礎疾患を有する者等、一般接種）の加速化

- ・ 一般県民への接種に当たり、接種順位や優先すべき職種について、市町村のルールづくりの基本となるよう県の方針（令和3年6月8日付け今後のワクチン接種の優先順位及び供給方針）を決定
- ・ 市町村による接種に加え、国・県による大規模接種会場の設置、職域接種の拡大に伴い、住所地以外での接種機会が増加することを踏まえ、接種券の早期発行について、改めて市町村へ依頼（令和3年6月18日付け）

【一般県民に対する接種の順序】

<基本的な考え方>

- ・ 「基礎疾患を有する者」及び「社会福祉施設等の従事者」を優先する
- ・ それ以外の者への接種については、基礎疾患を有する者等への接種の進捗を勘案しつつ、接種を開始する

<基礎疾患を有する者等への接種> **市町村**

- ・ 原則、かかりつけ医による個別接種

<社会福祉施設等従事者> **市町村**

- ・ 市町村における集団接種又は個別接種

【一般接種】

- ・ 市町村における集団接種又は個別接種

〔優先的な接種の対象者と考えられる職種等〕

- 医療従事者のうち未接種の者
- 教職員（県立学校以外）
- 幼稚園教諭、保育士等（幼稚園、保育園、放課後児童クラブ、児童養護施設、乳児院など）
- 消防職員、消防団員
- 市町村職員
- 外国人県民
- その他、人との接触が多い職業など、感染拡大防止の観点から必要と認める者 など

※ 特に、外国人県民が集住する自治体においては、集団接種の実施に当たり、外国人への問診スキルのある医療従事者、通訳等を配備した「外国人県民枠」を設けることが適切であり、その活用に当たっては、外国人雇用企業、教会、コミュニティ等を通じて積極的な周知を推進

（3）大規模接種会場の設置

① 岐阜圏域における大規模接種会場の活用

- ・ 「高齢者接種の加速」「特に都市部の市町村のバックアップ」「一般接種の円滑な実施に向けての前倒し接種」等の観点から、まずは岐阜圏域において県の大規模接種会場を稼働

会 場：岐阜産業会館

開始日：6月12日（土）～

接種数：最大500人／日

〔優先的な接種の対象者と考えられる職種等〕

- 医療従事者、社会福祉施設等の従事者のうち未接種の者
- 医療機関等で実習を必要とする医療系学生
- 県立学校教職員（県立高校、特別支援学校等）
- 警察職員
- 外国人県民
- その他公務に携わる者 など

- ・ また、東京オリ・パラ事前合宿受入れに際し、選手等との接触が想定される関係者に対して早急にワクチンを接種【再掲】

② その他の圏域における大規模接種会場の追加設置

- ・ 7月中旬に、西濃圏域(大垣市：ソフトラピアジャパン)、中濃圏域(可児市：岐阜医療科学大学)に追加設置予定
また、東濃圏域、飛騨圏域についても、8月上旬の開設を目指し調整中

③ 外国人県民への接種促進【再掲】

- ・ 外国人県民によるクラスターが多数発生している状況を踏まえ、県においても、国からのワクチンの供給状況を勘案しながら、市町村接種の補完として、外国人県民への接種を実施

(4) 職域接種

① 職域接種の推進によるワクチン接種加速化

- ・ 企業・学校・団体・官公庁等における職域接種は、ワクチンの接種促進、構成員の健康管理に鑑み、県として積極的に推進
- ・ 申請状況：72会場・133,570人
※6月25日をもって新規の申請受付は一旦休止

【実施要件】

- 医師・看護師等の医療職の他、会場運営のスタッフ等、必要な人員を企業や大学等が自ら確保すること
- 社内連絡体制・対外調整役を確保すること(事務局を設置すること)
- 同一の接種会場で2回接種を完了すること、最低2,000回(1,000人×2回接種)程度の接種を行うことを基本とする
- ワクチンの納品先の事業所でワクチンを保管の上、接種すること

- ・ 従業員やその家族がワクチン接種を受けやすいよう、「ワクチン休暇」の導入を検討するなど、休暇の取得促進等、就業環境を整備【再掲】

② 職域接種促進のための県の支援策

- ・ 中小企業を含む、地域の企業における職域接種を促進させるためのサポートとして、6月14日(月)から商工労働部内に相談窓口を開設
- ・ 会場設営や運営を委託できる企業等の紹介や必要となる医師・看護師等について関係機関の紹介を実施
- ・ 申請した県内の企業・団体等が円滑に職域接種を進められるよう、個別に状況を伺いつつ、必要な助言を行うなど、きめ細やかな支援を実施

(5) ワクチン供給量

①ファイザー社製

- ・ 国からの配分量、市町村の希望量、接種体制等を考慮し、決定

②モデルナ社製

- ・ 大規模接種会場、職域接種会場等の規模や接種状況に応じて、国が決定

※ 国に対しては、引き続き、ワクチン配分量、配分スケジュールの早期提示を求める

(6) その他留意事項

① 災害時等における集団接種会場の対応

- ・ ワクチン接種会場が指定避難所となっている場合、令和3年6月10日付け内閣府・消防庁・厚生労働省事務連絡に基づき適切に対応

- ① 避難所が開設された場合におけるワクチンの適切な保管
- ② 電源喪失に備えた非常用電源や自家発電装置の確保等
- ③ 避難所運営とワクチン接種が並行実施される場合における避難者の生活に支障が生じないような形でのワクチン接種

② ワクチンの正しい知識の広報、差別防止の呼びかけ【再掲】

- ・ ワクチン接種による効果とリスクの双方を正しく理解した上で、自らの意思により接種することを、ホームページ、テレビ、ラジオ、SNSなど各種媒体により情報発信
- ・ ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであることから、接種を受けていない人、希望しない人に対する偏見や差別につながる行為を行わないよう啓発
- ・ 職域接種を開始する団体に対し、接種の強制や差別的な扱いが行われないうよう個別に要請
- ・ 人権啓発センターによる、きめ細かな相談対応やネットパトロール等を実施

対策3 検査・医療体制の強化

(1) 検査能力の充実と新たな変異株（デルタ株）の早期発見

- ・ 現在の合計検査体制 14,030件/日
 - ・ デルタ株など新たな変異株に対するスクリーニングを強化
 - ※ 全陽性者数の約40%の割合を目指す国の方針に対し、本県は、保健環境研究所で陽性となった全ての検体の検査を実施
- (1) 現在稼働中の「cobas8800」を活用
 - (2) 独自に遺伝子解析を実施するための「次世代シーケンサー（分析機器）」を7月中旬に稼働予定

(2) 感染拡大兆候の事前探知に向けた予防的検査の実施等

① 福祉施設での予防的検査の対象拡大

- ・ 高齢者・障がい者入所施設（約1,200施設、従事者約2.9万人）を対象に予防的検査を実施
 - 【実績（6月30日現在）】
 - 延べ1,783施設、53,057人検査実施（うち陽性7件）
- ・ 7月中に、福祉施設の予防的検査の対象を、県全域の通所・訪問系事業所やケアマネ事業所へ拡大
- ・ 感染拡大防止の観点から、対象を特別支援学校に拡大することを検討

② 予防的検査の継続【再掲】

- ・ 教会、日本語教室、外国人学校、外国人県民を雇用する事業所において、国のモニタリング検査を活用した予防的検査の継続
- ・ 人口当たりの外国人県民の割合が多い大垣市、美濃加茂市及び可児市を中心に事業を展開
- ・ 教会、日本語教室、外国人学校については、これまで9箇所、延べ429人の外国人県民に検査を実施
- ・ 事業所については、「外国人県民100人以上を雇用する事業所」を中心に県内全域に幅広く受検を呼びかけ、現在9事業所、延べ198人が検査を実施、その他10事業所が今後検査を実施予定

③ 国と連携したモニタリング検査の実施（国・県事業）

- ・ 国と連携し、歓楽街等感染リスクの高い場所を中心に、無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等を実施〔実績24,539件実施（うち陽性疑い13例：7/1現在）〕

(3) 機動的検査の実施

- ・ 歓楽街等で陽性者が出た場合、周辺の同業態店舗に対し予防的PCR検査を「機動的検査」として実施

(4) 「自宅療養者ゼロ」堅持に向けた医療提供体制

- ① 病床・宿泊療養施設の受入強化（1,966床→最終的には2,000床程度を目指す）
 - i 病床（現在783床）
 - ・ 各医療機関に確保済の病床を最大限に活用（圏域を越えた受け入れ促進）
 - ii 宿泊療養施設（現在1,183床）
 - ・ 今後の感染状況を踏まえて、更なる入所要件の緩和を検討
- ② 後方支援病床の確保、運用（現在115床）
 - ・ 退院基準を満たした後も引き続き治療が必要な患者を受け入れる「後方支援病床」のさらなる増床を進めるとともに、関係者間で受入条件などの情報共有を徹底し、効率的な運用を推進

(5) やむを得ず自宅療養を行う場合の備え

- ・ さらに感染力の強いデルタ株へ置き換わり、病床・宿泊療養施設が逼迫し、自宅療養を実施せざるを得ない事態を想定し、以下の体制を構築
 - 適切な健康管理、体調悪化時の医療提供を可能にする体制
 - 隔離の徹底に必要な食料や生活必需品の支援体制

(6) 福祉施設における感染防止対策

- ・ 高齢者施設等で感染が発生した場合における専門家の派遣、検査等による感染制御の徹底
- ・ 職員及び利用者からの感染持ち込みに対する水際対策を引き続き徹底
- ・ 施設及び職員の感染拡大防止対策の再徹底に向けた研修会動画を活用した施設内研修の推進
- ・ ワクチン接種の完了後も、職員、利用者、施設での感染防止対策を継続するよう周知徹底

6月17日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。

事務連絡
令和3年6月18日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

このたび、内閣総理大臣より、沖縄県を対象区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」の期間が令和3年7月11日まで延長されるとともに、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県について、緊急事態宣言が6月20日をもって終了することとなりました。

また、既にまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされていた埼玉県、千葉県及び神奈川県の間が7月11日まで延長されるとともに、6月21日から7月11日までを期間として北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県が新たに重点措置区域とされ、加えて、岐阜県及び三重県について、法に基づく「まん延防止等重点措置」が6月20日をもって終了することとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されましたので、お知らせします。

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域の学校においては、引き続き、感染状況に応じて、学校教育活動や部活動において行われる活動で、「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」を一時的に制限すること（学校における新型コロナウイルス感染

症に関する衛生管理マニュアルの第3章を参照)や、不要不急の都道府県間の移動を伴う活動は極力控えること、家庭と連携協力して、基本的な感染症対策を徹底するため、積極的な情報発信を行うことなど感染症対策を強化していただきますようお願いいたします。

また、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域を始めとし、その他の地域の学校においても、感染拡大への警戒を怠らず、感染の状況に応じて衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ってください。

なお、文部科学省では、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年5月28日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)によりお知らせしたとおり、高等学校、特別支援学校等について、抗原簡易キットの可能な限り早い配付を進め、抗原簡易キットを活用した軽症状者(発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。)に対する積極的検査を速やかに実施するため、関係府省と連携しながら検査の実施体制等について検討し、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について(依頼)」(令和3年6月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)、「専修学校における抗原検査簡易キットの活用について」(令和3年6月17日付け)を発出して抗原簡易キットの配布希望を調査するとともに、別紙1「高校等における抗原簡易キットの活用の手引き」、別紙2「専修学校における抗原簡易キットの活用の手引き」を作成しておりますのでお知らせいたします。

変更後の対処方針における学校の取扱いに係る記載は下記のとおりであり、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年6月11日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)によりお知らせした内容から変更はありません。都道府県教育委員会等におかれては、対処方針等に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. 感染症対策の徹底

現在、各地で変異株の感染者割合が上昇し、一部地域を除き、従来株からほぼ置き換わったと推定されている。また、感染力の強い変異株の拡大により、屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されている。このような感染状況に鑑み、例えば、児童生徒等や教職員に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校・出勤しないことを徹底することや屋外においても十分な感染症対策を講じていただくことなど、各学校等及びその設置者におかれては以下の通知等も踏まえ、感染症対策を一層徹底いただきたいこと。

また、このところ学校給食センターなど学校の関連施設において複数の感染者が発生する事例も出ており、各教育委員会におかれては、感染症への対応に当たって、学校施設に限らず、学校の教育活動を支える関連施設も含めて、教職員等の健康管理に御配慮いただきたいこと。

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知)

https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年4月23日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20210423-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(令和3年4月28日 Ver. 6)

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

2. 部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、一部の部活動で、練習や試合、又はそれに付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが複数発生しているところ。

こうした不十分な対策による感染拡大の事案が今後も発生すれば、他の地域や学校等の部活動や大会の実施にも影響を与えかねないこととなる。

このことも踏まえ、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に属する地域における部活動の実施に当たっては、感染状況に応じて、別紙3に示す具体例をもとに、屋内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底していただきたいこと。

3. 学校教育活動の継続

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、

学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要であること。

また、感染不安などを理由とした地域一斉の臨時休業については、子供の学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があること。特に、小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきであること。

4. 運動時のマスク着用

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域をはじめ、その他の区域においても、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

また、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

5. 変更後の対処方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_030617.pdf

(関連する記載の抜粋)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(2) サーベイランス・情報収集

② (略) 政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約 80 万回程度分の抗原簡易キットの可能な限り早い配布を進め、抗原簡易キットを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。）に対する積極的検査を速やかに実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促すとともに、クラスターの発生が懸念される職場に関する重点的な取組を働きかけ、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。これらの検査に用いる抗原簡易キットについては、迅速かつ適切に検査が実施されるよう、検体採取に関する注意点等を理解した職員等の管理下で検査を実施させる。(略)

(3) まん延防止

7) 学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

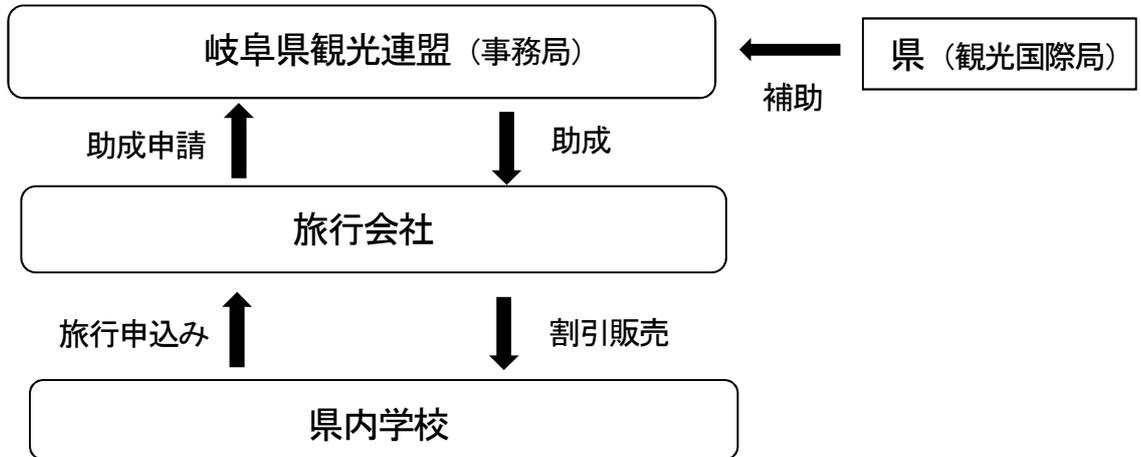
<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

岐阜県教育旅行支援事業

【事業スキーム】



【対象期間】

販売：令和3年7月12日（月）～令和3年10月31日（日）

旅行：令和3年7月12日（月）出発～令和3年12月24日（金）帰着

※宿泊を伴う場合、令和3年12月25日（土）チェックアウトを含む

【割引額】

1人あたり、旅行代金の50%割引（最大5,000円）

（宿泊を伴う場合は、1泊あたり最大5,000円割引）

【対象要件】

- 県内の小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支学校及び高等専門学校が学校行事として企画する教育旅行（日帰り旅行、宿泊を伴う旅行）で、旅行先が岐阜県内であること
- 日帰り旅行の場合は、旅行先で「運送サービスを提供する者」以外の者が提供する旅行サービス（飲食、体験料、施設入館料等）を含むこと
- 旅行中に徹底した新型コロナウイルス感染症予防対策を講ずること

【留意事項】

- 旅行期間中に「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発令された場合や県が感染状況を踏まえ事業停止を決定した場合、割引は無効となる